まだまだ住める空き家をお持ちの方「貸したい」 「売りたい」 「だうしていいかわからない」



広川町役場にご相談ください!

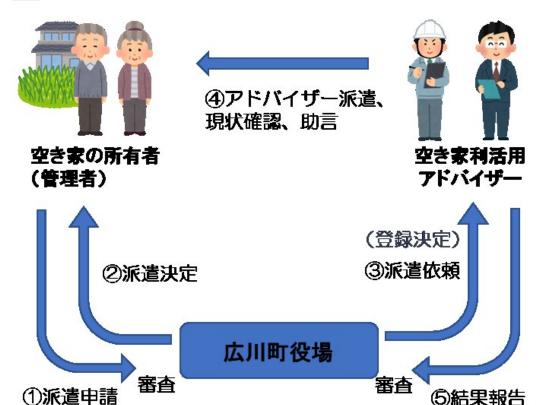
空き家利活用アドバイザー派遣制度

町内に空き家をお持ちで、売買・賃貸することにお悩みの方を対象に「空き家利活用アドバイザー」を派遣する制度です。空き家の流通を促進することを目的に行っています。

登録されたアドバイザー(宅地建物取引業者)が現地に出向き、現状を確認したうえで、売買や賃貸などに関する助言や相談者の質問にお答えします。

※アドバイザーの<u>役割は助言まで</u>となります。相談後に売買や賃貸の仲介を 依頼する場合は、本制度の対象外となり、別途費用や手数料が発生します。

合制度の概要





空き家紹介

売買・賃貸を希望される空き家をご登録ください。

広川町移住定住促進センターOrige(オリゲ)および広川町役場では移住定住相談を行っています。相談者の中には空き家を探している方も多く、ご登録いただいた物件を相談者へご紹介させていただいております。「売りたい」「貸したい」空き家をお持ちの方は、ぜひご登録ください。

※空き家の紹介は行いますが、交渉や契約には一切関与しません。具体的な取引となった場合は、円滑に進めるためにも専門家である不動産業者の仲介をお願いします。

※既に不動産業者に取引を依頼されてある物件でも、ご登録いただくことは可能です。(取引を妨げるものではありません。希望者が見つかれば、ご契約の不動産業者にお繋ぎいたします。)

住宅などに関する助成制度

■木造住宅の耐震改修

<u>対象住宅</u>: S56年5月31日以前に着工された町内の木造戸建て住宅で、耐震 診断*⁾ の結果、倒壊する可能性があると判断されたもの。

*福岡県では「耐震診断アドバイザー」を派遣し、耐震診断を行っています。

<お申込み先>生涯あんしん住宅 092-582-8061

補助額:耐震改修工事にかかる費用の50%(最大90万円)

■危険ブロック塀などの撤去

対象: 道路に面した高さ1m以上の町内のブロック塀などで、町が定める診

断カルテの評点が40点未満であるもの。

補助額:除去・処分にかかる費用の50%(最大10万9千円)

■老朽化した空き家の解体

対象: 町が定める老朽危険度の判定基準の評点が100点以上である家屋。

補助額:除去・処分にかかる費用の50%(最大50万円)

< お問い合わせ 広川町役場 >

- ■空き家利活用アドバイザー 派遣制度
- ■Orige空き家紹介について

政策調整課 政策調整係

TEL : 0943-32-0106

E-mail: seisaku@town.hirokawa.lg.jp

- ■木造住宅の耐震改修
- ■危険ブロック塀などの撤去
- ■老朽化した空き家の解体

建設課 都市計画係

TEL : 0943-32-1157

E-mail: toshi@town.hirokawa.lg.jp